# 平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年3月23日(木)

【開会】 14時00分 【閉会】 16時56分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美 教育長職務代理者 吉崎 静夫

 委員 濱谷 由美子
 委員 前田 博明

 委員 小原良
 委員 中村 香

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

カリキュラムセンター担当課長 鈴木 克彦 庶務課課長補佐 武田 充功

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋 俊哲 勤労課長 小島 昌子

カリキュラムセンター指導主事 伊藤 敏明 勤労課担当課長 佐藤 忠光

カリキュラムセンター指導主事 鵜木 朋和 勤労課係長 石田 隆由

カリキュラムセンター指導主事 松田 裕行 勤労課係長 天野 晴規

カリキュラムセンター指導主事 永田 賢 教職員課長 小田桐 恵

情報・視聴覚センター室長 樋口 彰 教職員課担当係長 武田 雅規

情報・視聴覚センター担当係長 関口 大紀 県費教職員移管準備担当担当課長 石渡 一城

調査・委員会担当係長 髙橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

## 1 開会宣言

### 【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 開催時間

## 【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から16時40分までといたします。

## 3 会議録の承認

### 【渡邊教育長】

次に、会議録の承認についてでございますが、1月の臨時会、定例会及び2月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

なお、改めて修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出をお願いいたします。

#### 4 傍聴

#### 【渡邊教育長】

傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第1 3条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規 則第2条により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

## 【各委員】

<了承>

#### 【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

### 5 非公開案件

#### 【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項No.3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

報告事項No.4は、争訟に係る事案のため、公開することにより当該事務事業の公正または適正 な執行を妨げるおそれがあるため、

議案第92号、議案第93号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

#### 【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

## 6 署名人

#### 【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規 定により、中村委員と吉崎委員にお願いをいたします。

#### 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

#### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項Iに入ります。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

### 【野本庶務課長】

それでは、報告事項No.1、叙位・叙勲につきまして御報告を申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が2名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名いらっしゃいまして、受賞者叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

初めに、金子先生におかれましては、昭和28年に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎 市立玉川小学校長として退職されるまでの36年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきまし た。特に体育研究の発展に力を注ぎ、本市のみならず、神奈川県の小学校体育研究会の要職を歴任し、体育教育の向上に多大な功績を残されました。

次に、中山先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市 立小倉小学校長として退職されるまでの40年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきました。 学校施設の建築整備事業に携わり、教育環境の充実に寄与されたほか、校長会や教育研究会の要 職を担い、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

ページをおめくりいただきまして、井口先生におかれましては、昭和35年に教職の道を歩み始められ、平成9年に川崎市立新町小学校長として退職されるまでの37年間、本市の教育の充実に御尽力をされました。特に社会科、給食等に関するさまざまな研究に積極的に取組多くの成果を残されたほか、川崎市立小学校長会の要職を歴任し、小学校教育が抱える諸問題の解決に力を注ぎ、教育の振興に大きく寄与されました。

次に、佐保田先生におかれましては、昭和27年に教職の道を歩み始められ、昭和62年に川崎市立南河原小学校長として退職されるまでの35年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきました。校長時代は先駆的な体験学習の推進や地域に根差した学校経営を展開するとともに、小学校長会や教育研究会の要職を務めるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

ページをおめくりいただきまして、髙橋先生におかれましては、昭和38年に教職の道を歩み始められ、平成11年に川崎市立東小田小学校長として退職されるまでの36年間、本市の教育の充実に御尽力をいただきました。地域、家庭、学校のつながりを大切にした学校経営を展開するとともに、川崎市学校給食会、小学校長会、教育研究会の要職を務めるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功労に対しまして叙勲・叙位を受けられたものでございます。

御報告は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

何か質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

#### 報告事項 No. 2 川崎市立中学校学習状況調査報告について

#### 【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 2 川崎市立中学校学習状況調査報告について」でございます。説明を、カリキュラムセンター担当課長にお願いいたします。

#### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。平成28年度川崎市立中学校学習状況調査につきまして御報告させていただきます。初めに、調査の概要、次に具体的な設問や質問項目を取り上げまして、教科の調査結果と、生活や学習についてのアンケート結果について御報告し、最後に調査結果の活用について御説明いたします。

それでは、お手元の資料1というもの、平成28年度川崎市立中学校学習状況調査概要の1ページをごらんください。

初めに、調査の目的でございます。学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容の基礎的、基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等について、学習したものがいかに生徒に定着しているかを全市一斉に、学年ごとの同一の問題によって調査する。そしてその結果を診断し、今後の学習指導の改善に役立たせる。また、生徒みずからが学習状況や学習課題の把握ができるようにするとしております。

続きまして、2ページ、調査の方法をごらんください。各教科の問題は、知識・技能と思考・判断・表現について出題し、それぞれについて分析しております。解答用紙にはどちらの問題であるかがわかるように、思考・判断・表現に関する問題には問題の記号のところに網かけをつけております。記述式の問題については採点時に解答類型に従って、A、B、Cに丸がつけられます。また、解答用紙の一番下、右下のところには、知識、技能、思考、判断、表現それぞれの正答数の合計が示されることになっております。

続きまして、右側3ページでございます。調査結果から定着していると考えられることと課題があると考えられることを示しております。知識、技能に関する問題では、例えば国語、漢字を書くこと、数学では式の値を求めること、英語では正しいつづりで書くことなどに課題があることが明らかになりました。思考、判断、表現に関する問題では、自分の考えを記述、説明すること、既習事項と関連づけることなどに関することで、各教科ごとの課題が見られることが明らかになっております。この報告では、思考、判断、表現に関する問題から課題があると捉えている内容にかかわる問題を各教科1問ずつ取り上げて、授業改善の手だてについて御説明いたします。

それでは、4ページ、国語からになります。国語に関するいろいろな調査の、敬語が必要だと思うかの資料を読み、自分の考えを条件を満たして書くことについて出題いたしました。正答率は47%でした。資料からわかることを文章で書くこと、また、自分の立場を明確にし、理由を含めて自分の意見を書くことについて課題があります。根拠を明確にして書くことができるようになるためには、記述した文章に自分の考えの根拠があらわれているかを常に吟味することが必要です。授業改善の手だてとしては、資料からわかったことを踏まえて自分の考えを記述させ、書かれた文章の交換等を通して、考えの根拠の部分について意見や助言を交流するような活動が考えられます。

右側、5ページ、社会をごらんください。幕末期の社会的事象が起きた流れを正しく並べる問題を出題しました。正答率は32%でした。幕末期の歴史の流れを理解することに課題があります。幕末期についての学習は、開国と、その政治的及び社会的な影響を理解させ、明治維新の動

きにつなげていくことが大切になります。授業改善の手だてとしては、時代の流れを大きく捉える学習課題を設定し、調べた事実を整理して、どのように関連づけられるかを話し合いながら、 事象の因果関係を考える、学習課題の解決を行うという学習過程が考えられます。

続きまして、6ページ、数学をごらんください。文字を使った式の活用に関する問題について、不十分な説明を正しい説明に修正する問題を出題しました。正答率は、(P) の当てはまる式を書くことが 36%、(1) のその式になる理由を式や言葉で書くことが 5%でした。与えられた説明の中で適切に式を変更し、その理由を言葉や式を使って説明を完成させることに課題があります。事柄が一般的に成り立つことを説明するときには、文字式を言葉を用いて根拠を明らかにすることが大切です。授業改善の手だてとしては、6 の倍数を説明するのになぜ  $6\times \square$  の形にするのか、また、なぜ n+1 は整数だからという説明が必要なのかなどについて話し合うような場面を設定することが考えられます。

右側、7ページ、理科をごらんください。地震計の記録や表から必要な情報を取り出して他の資料に適用して、この問題では震央というものを推測する問題を出題しております。正答率は65%ですが、複数の資料から距離という情報を抜き出せずに、ほかの根拠をもとにして解答してしまう状況が見られ、グラフと表を読み取ることに課題があります。資料から必要な情報を抜き出し、他に適用する力を育成することが大切です。授業改善の手だてとしては、同一の地震で得られた複数の地震計の記録を、ここでいう図1のように自分で並びかえたり、グラフから表にあらわしたりするような活動の設定が考えられます。

続きまして、8ページ、英語をごらんください。英作文の問題において、理想の旅行の発表に向けて、行きたい場所とその理由と旅行の予定を3文以上で自由に原稿を作成するという問題を出題しました。正答率は12%でした。しかし、37%の生徒は文のつながりを意識した英文を書くことはできておりました。正答の基準では英文の正確さが求められたため正答率が低くなっており、語句や表現、文法事項などの知識を活用して正しく書くことに課題があります。授業改善の手だてとしては、まとまりのある英文を書く学習を繰り返して行う中で、英文の正確さについてもペアやグループ等で検討し合う、協働的な学習を取り入れることが考えられます。

各教科の問題作成につきましては、今後も子ども一人ひとりの学力を適切に把握できる問題に なるよう、研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活や学習についてのアンケートより明らかになる生徒の状況について説明させていただきます。9ページをごらんください。生活や学習についてのアンケートから各教科の好感度、好きだというものについて3年間の推移を示したものでございます。授業に対する好感度につきましては、3年間の状況を見ますと、全体としては肯定的な回答が増加してきていると捉えております。特に国語と理科につきましては、27年度と比較いたしますと、5ポイント以上高くなっております。

続きまして、10ページをごらんください。理解度、「わかる」というところですが、これにつきましても全体として上昇の傾向にありますが、特に国語につきましては27年度と比較いたしますと5ポイント以上高くなっております。この好感度、理解度につきましては、教育課程研究会であったり授業研究会等、また、学習指導事例集等の活用を通して、わかる授業、生徒が主体的に学習に取り組むことのできる授業への改善を促す取組を進めてきた成果であると考えております。今後もできるようになりたいという意欲を大切にし、きめ細やかなわかる授業を進めてい

く必要があると考えております。

続きまして、11ページ、有用感についてでございます。27年度と比較いたしますと、全ての教科で下がっております。26年度と比較いたしますと、社会、理科では上がっている状況が見られます。問題を発見して解決する単元の構成であったり、生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫等が行われておりますが、今後も各教科において学習の狙いや学ぶ意義を明確にした授業が展開されるよう促していきたいと考えております。

次に、12ページになります。家庭生活の実態についてでございます。三つの設問のうち、その中央の携帯電話やスマートフォンの使い方について家の人と約束したことを守っていますかという質問に対して、きちんと守っている、大体守っていると回答した生徒は6割を超えています。その下にあります1日当たりの携帯電話やスマートフォンの使用時間を尋ねる質問につきましては、4時間以上使用していると回答した生徒がおよそ1割、3時間以上4時間より少ないを合わせるとおよそ2割の生徒が3時間以上使用しており、家庭生活における携帯電話等の使用状況が明らかになりました。

右側、13ページをごらんください。自尊意識、将来に関する意識の質問に対して、自分にはよいところがありますか、難しいことでも失敗を恐れずに挑戦しますか、将来の夢や希望を持っていますかの質問に対して、当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した生徒はいずれも6割を超える結果が出ております。あなたは自分の住んでいる町が好きですか、友達と協力しながら活動したり勉強したりすることは好きですかの質問につきましては、当てはまると回答した生徒がそれぞれ8割を超える高い結果となっておりますが、27年度と比較しますと、それぞれ3.6ポイント、1.8ポイント低くなっております。自分の町を愛する気持ちや他者と協力することにつきましては、かわさき教育プランにおいても大切にしているところであります。今後も各学校においてこれらのことを意識した教育活動を進めてまいりたいと考えております。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。14ページをごらんください。こちらは報告書にもあります主な誤答と分析でございます。設問ごとに正答、正答率、無答率、主な誤答を示すとともに、授業改善への手だてを各教科で提案しております。

15ページは、生徒、保護者に提供する個人票のサンプルでございます。11月に調査を実施した後、冬休み前に配布しております。一人ひとりの生徒が学習に取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善すること、学校や教員が指導方法や教育課程の検証改善を図ること等に活用してまいりたいと考えております。

今後も教科の調査では、学力をさらに適切に把握する問題の作成や、解答状況の適切な把握と 分析、生活や学習についてのアンケートでは、経年での変化を丁寧に分析することなどに努めて、 各学校が調査の結果を活用し、指導方法の改善等に役立てられるよう取組を進めてまいりたいと 考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 【渡邊教育長】

川崎市立中学校の学習状況調査の結果についての報告をいただきました。御質問等ございましたら、お願いいたします。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

#### 【渡邊教育長】

吉崎委員。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

この概要の資料1の3ページの下のところに、平均正答率書いてあります。これ多分、中学生2年生だと思います、大体読んでみると。私も中学2年はいい点もあったけど問題が多いと非常に思ってます。とりわけ数学と英語の思考力、判断力、表現力が非常に低い。数学の27.4というのは非常にびっくりするような数字でありまして、数学と英語の思考力、判断力、表現力がなぜこんなに低いのかということの分析の結果の考察ですね。それと、例年に比べてこういうものなのかどうか、中2は。その点まずお聞きして、その後に数学と英語の特に悪かった2間についてまた質問しますので、とりあえずまず全体的なとこお話しいただけますか。

## 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

特に他の教科に比べて数学と英語低い状況になっております。授業改善のほうは進んでいるというふうに考えているんですが、やはり今後も、問題を利用して、前年度の問題等を活用して授業改善を図っていくこと等に課題があるのではないかなというふうに考えております。加えて問題そのものについても、やはり作問の内容についてさらに研究を深めていかなければいけないかなということについても考えております。ここ数年のところにつきましてはやはりこのような低い状況にはありますので、問題の作成についての検討、それから、この問題を使って事例集等で授業改善の提案をして改善に努めていきたいというふうに考えております。

### 【吉崎教育長職務代理者】

全国学力調査を見ると、思考力、判断、表現力B問題はあんまり、平均よりちょっと高い程度だったですけども、比較的よかったんですね。でも、この結果見ると、実は相当問題を抱えてるなというふうに私は思ってます。

じゃあ、ちょっと具体的にお話を聞きたいと思います。中学校2年生の、まず数学なんですが、 この資料、お持ちですか、このこちらの資料。

### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

この数学の5.7ページ、最初のところですね、中学2年生の数学のところの、特に問題と思っているのは、3番の問題と、大問でね、5番なんですね。1.1もそうなんですけど、今回時間の関係があるので3と5をお尋ねします。3はとりわけ、片方の問題5%なんですね。5は1.4と1です、1%という、1.00人に一人しかできなかったってこと。この問題を見ますと、この問

題見てみたんです、私もちょっと解いてみたんですけども、驚くほど難しい問題でも何でもない んですよね、実は。それで、まず、問3なんですけれども、先ほどちょっと課長さんの御説明も あったと思うんですが、一般式の奇数から始まった三つ並んだ足すと6の倍数になるということ を考えるための手順があるわけですね。6が(n+1)ということにまとめればいいわけですね、 上の式を。そんな驚くほどじゃないのに、何で36しかできないのかっていうことと、そのこと を使って、片方のn+1が整数だからその6倍で6の倍数って言えばいいんですが、そんなに飛 び抜けて難しいと思わないんだけど、ここパーセントですよね。つまりこういう一般式的なもの になったときに、川崎の子どもやっぱり弱いんじゃないかなと、nとか何出てきたときですね、 文字と式の一般式にしたときですよ、具体的数字じゃなくて。それを組み合わせたときに、それ がある規則の6倍になるとかならないということを説明するときに、その整数と6を掛ければ6 の倍数だっていうことができない。この具体的数字じゃなくて、このnとかaとかbとかxとか yとか出たときに、式で、極端に落ちてるんじゃないかなと思うんですね。つまり、一般化する ところがすごく弱いんじゃないかなと。具体的にある数字を足したら何倍になるとか、そういう のは、具体的数字はできるんだけど、一般式になった場合、どんな場合でも当てはまるみたいに なったときに非常に弱い、思考回路が弱いんじゃないかなと思うんですけど、この点どうなんで すか。まず3番の、問3です。

### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

いろいろな状況の中で子どもたちが考えるということ、考え合うということは進めているんで すけども、やっぱり最終的にこれでどのようなことがわかるのか、どうすればよいのかというと ころが少し弱いのかなというふうに考えておりますので。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

少しどころじゃないよね。5%ってさ、5%ってすごく悪いんじゃない。

#### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

数学のほうからお話しさせていただきます。

#### 【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

吉崎先生おっしゃるとおり、5%というのも非常にちょっと問題あるなっていうふうに思っているんですが、それよりも無答率が53%っていうふうな、半分の子どもが書けないっていうこともかなり課題があるなっていうふうに捉えております。やはりこの二つ、n+1が整数だからっていうことと、6の倍数になるっていう二つの説明が必要な場合なんですけども、二つとも書けてる子どもがやはり5%、それ以上に書けてない、何も書けなかったっていう子どもが53%いるっていうところは、やはりここも先生方と共有して授業改善に努めていきたいなというふうに考えております。

### 【吉崎教育長職務代理者】

でも、相当、弱いんじゃない、これ見ると。

#### 【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

はい、そうですね。現行の学習指導要領では、小学校3年生から四角を使った式とか二次式を 意識して内容が系統立てておりますので、やはり小学校とも連携を図りながら、二次式の指導に 関しては充実してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

これ、相当反省したほうがいいよね。安心しないほうがいいと思うわ。次の、決してできると 思えない、全国調査で。

次ですけども、問5ですね。私は特にこれ、日常生活とのつながりだと思うんですよね。1分 間で1枚の印刷ってちょっと遅いんだけど、あと4枚か、それは別にしても、数値を置くために 補足してんだと思うけども、よくあることだよね、プリンターで印刷するっていうのは、どのぐ らい時間かかるとか。日常場面に連立方程式を活用するっていうのは当然やってるわけで、知識、 技能をどう日常場面に活用するかということは大きなテーマでしょう、今の。本当に日常場面に 活用できてるんだろうかというの、私、疑問なんですね。なぜならば、最初のところは、結構5 6%、合わせたら90分はできてるんですが、次のところの連立方程式つくるところ、これ14% しかできてないんだよね。これも丁寧に書いてあるわけ。上は450って、これ、結局枚数で、 下は150で150分だから、時間だよね。xとyは枚数と時間との連立方程式でやるんだけど、 実に簡単な連立方程式だよね。これ、そんな驚くような連立方程式を聞いてないでしょう。 x +  $y \ge x + 4$ 分のyですよ、4枚だから。何でこれが14%しかできないのか。その上で、これ、 僕はあんまり問題はいいと思ってないんだけども、その答えが50と400になるんだけども、 これが正しいかどうか当てはめて説明しなさいって言ってるのね、確かめね。僕、あんまりこれ いい問題だと思ってなくて、本当は連立方程式をつくらせて答え出させりゃいい問題で、つまり こんな数字なんか書かないで、連立方程式をつくらせて、xとyで。そして答えを解かせたほう がずっといいと思う、問題としては。でも、これはこれでいいんだけど、最後のは1%だよね。 これどうしてこんなんなっちゃうわけ。14%できてないって1%ってなっちゃうんだけど、忘 れてる子しかできてないから。だけど、これすごくひどくない。そんな難しい、中2で。何でか わかんないのよ、何でこんなできないのかが。僕、幾ら考えてもわかんなかった、理由が。どう 考えてるわけ、カリキュラムセンターで。

#### 【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

確かにこの連立方程式の問題、そんなに難易度としては難しくはないと思うんですが、もっと式を立てるところもできてほしいなというふうに考えております。ちょっと2の(1)の通過率が14%なので、2のところが1%と下がってしまいますので、また来年以降、どちらができてないのかをもっとはっきりさせるために、振り返りの問題の出題の方法についてはちょっと検討していきたいなというふうに考えております。ただし、立式のとこができていませんので、もう少し丁寧に数量関係の関係を捉えるということを指導の中に入れていきたいかなっていうふうに思っております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

わかったようなわかんないような説明なんだけど、結局、本当に日常場面で活用してんのかどうか、学校で。その連立方程、何でもいいんだけど、日常場面で活用するっていうのすごく重要な今の活用する力として大事なところでしょう。最大の指導要領の中の狙いじゃないですか、確かめるということは。本当に日常場面にうまく活用できてんのかどうかが私はよくわからないんですよ。こんな答えが出て、解答率が出ちゃうと。つまり、本当にこういう場面のような問題って、ふだん授業の中で考えてるのかどうか、算数、数学の授業の中で。これが何か疑問っていうか。ふだんの授業のやり方に相当問題があるんじゃないかなと、私はこれを思うのね。余りにもひどい。

次、英語、あんまり数学をいじめても仕方ないので、いじめてるわけじゃなくてびっくりして るということよ。英語のほう、いいですか。英語も2問だけお尋ねします。英語は、どこまでが 知識理解で、どこが思考力、判断力、表現力かっていうのがかぶっているということで、なかな か言いにくい点もあるんですけども、記号のつけ方。95ページなんですけど、この中で5番目 の問題とやっぱり9番目の問題が問題かなと思うんです。5番目も、これ3割ちょっとしかでき てないね。9番が12%しかできてないね。5番を見たんですね、問題を、ちょっと。後ろにあ ります、5番。そうすると、291ページかな、ずっと文章が、簡単な文が書いてあって、その 話から関連づけて右のほうから選ぶんだけども、例えば1番、これはこの簡単な会話の本文の意 味がとれないのか、間違った理由が、それが1番目。2番目は、関連づけが弱いのか、言ってる。 3番目は、いとこという数の意味がわかんないのか。三つ考えられるわけ。僕は真ん中じゃない かっていう気がするんだよね、結構。関連づけが弱いんじゃないかと思うの、これ、文章の。そ うするから下のほうもできないのね。最後はひっかけ的な感じもあるんだけど、話がほかのとこ 行くみたいな話とかいろいろあったけども、それはあるにしても、そうだ、最後は違う、最後は 反対、あれか、気候が反対のとこだね。2番目がちょっとひっかけ的な感じもあったんだけど、 そんなにこれも難しいわけでもないんですね。でも、実際は36、31、34という、3分の1 程度しかできてないのね。ということは、このぐらいな会話文も関連づけで穴埋められないって、 何ができないのかなって。どう分析してますか。きょう英語の指導主事いらっしゃいますか。何 ができないの、これ。

#### 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

3割程度ということで、確かに高くはないんですが、やはりこちらの誤答分析のほうでも示されてるとおり、やはり会話文とはいえ、全体の情報を適切に把握して、それをまた1文で表現をするということで、ただ単に内容を理解しただけではなくて、別の英文に置きかえて表現をしなければいけないということで、その情報を整理するというところの苦手な生徒が多いということだと思います。

## 【吉崎教育長職務代理者】

そのことっていうのは多分大きな問題で、日本の情報活用能力でも、1枚1枚のウエブページ は埋めるんだけど、関連づけて隣のウエブページからごみの出し方なんかの解決になると極端に 弱いんだね。だから、情報関連づけが弱いのはわかってんだけど、その問題は全てに言えること なのか、どの教科でも。それとも英語特有のものがあるのかっていうことなの、聞きたいのは。

## 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

まず、ふだんの学習の中でも、この問題に関しては確かに内容を把握して1文で表現をするっていうような設問にはなっていますが、ふだんの授業の中でこういった形で課題文を1文で表現しなさいというような活動も行っていませんので、子どもにとってはとりつきにくいというんですかね、理解しにくい問題だったのかなとは思っています。

### 【吉崎教育長職務代理者】

でも、問題としてはおもしろいよね。

### 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

そうですね、内容をきちんと理解しているかどうかを見るのには適切だとは思うんですけど。

## 【吉崎教育長職務代理者】

半分できてほしいよね。

#### 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

はい。

### 【吉崎教育長職務代理者】

もう一つ、大問題なんだけど、この最後の問9なんだけど、12%しかできてないのね、295ページ。これ学校でいつもやってるよね。自分たちがどこ行ったりするとか、何に将来なりたいとか言って英文で自己紹介やってますよね。よく見ますよ、これ、授業。見るんだから、どこ行ったっていいんでしょう、北海道行こうと、どこ行こうと。これは美術館の話になってるけど、別にどこ行ったっていいわけよ、野球場行ったっていいし、ねえ。ちょっとWBC見に行くとかでもいいんだけど、何でこんなんできないの。いや、素朴に。

#### 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

これについては、今回、完全正答の場合を例として12%という数字を出してるんですね。この英作文のみの評価の部分では、AからFまでの評価を学校のほうではしていただいております。 先ほど説明があったように、37%近くの生徒はAからCの3段階のところまでに所属していて、ここではまとまりのある英文を書くというところでは、この37%の生徒が書けています。というところでは、英文をある程度書くという部分については力はついてきていると思われます。ただ、学習指導要領で求められているのは英文の正確さについても求められていますので、その正確さという部分で点数が削られていくというような形になってしまっているので、ここでは12%という数字になってしまっています。その正確さを取り除いて、ある程度意味が理解できて適切なもの、意味を伝える上での内容でいいという判断であれば37%という数字がここでは出てきたとは思うんですが、今回の採点、調査のほうでは、その正確さも求めているために、この 12%という数字になってしまっています。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

だから、国語でもよくあるじゃないですか。何とかを何字以内にまとめなさいとか。これ自由記述に近いんだよね。こういうときの点数のつけ方は完璧なものっていうのは僕はおかしいので、点数なんか出すとか、採点の仕方を変えるとか、何か解答の仕方をずっと分けるとか、何かやっぱりそれを工夫しないと、びっくりするわけよ、12%、この会話ができてない、できないって言われちゃうと。だから、これは今後のやっぱり、じゃあ調べ方、こちらと、採点と、採点する観点ですね、これをやっぱりきちっともう少し分けて、どこまでできたらいいの。今みたいに37%できてるんですよと言うんだったら、それがわかるように採点すりゃあいいんであって。だからそういうふうにしていただかないと、我々ただ心配しちゃうので、余りにもできないと。だからその辺はちょっと考えてみてください。

もっとあるんですが、以上です。

#### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

どのような力を図りたいか、把握したいのかというところによるということですね。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

そういうことですね。

### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

解答の基準を考えたいというふうに考えます。

#### 【渡邊教育長】

これ、基本的には指導した内容を見ているということでよろしいんですよね。

#### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

はい。

#### 【渡邊教育長】

これ今、御指摘があったように、出題すべき内容が学習した内容と照らし合わせて適切であるのかどうかっていうのは確認しなければいけないし、採点の仕方についても、どういう力を見ているのかによって採点の仕方が変わってくるでしょうから、その辺は少し工夫、改善の余地がありそうですね。

## 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

はい。

#### 【渡邊教育長】

御指摘いただいたのと、あとは、せっかく皆さんで、多分考察をしたのは学校の先生も入って るんでしょうかね。

### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

そうです。

#### 【渡邊教育長】

ですから、御指摘いろいろありましたけど、今後どうしていくべきなのかっていうのを共有しないと、これでもう終わっちゃうのはもったいない話で、これからどうするかっていうところを導き出さないと、この調査の意味がなくなってしまいますので、そのあたりもぜひ各部会、教科の部会などでしっかりとお話ししていただけるとよろしいのかなというふうに思います。

## 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

総会等で話をするとともに、これを用いた授業研究であるとか、事例集への記載等、そのような形で進めていきたいと思います。

#### 【渡邊教育長】

ほかの委員さん、いかがでしょう。

#### 【前田委員】

国語についてなんですけれども、まず、漢字の読み書きについては同じような状況があるわけですけれども、特に3年生の、この冊子の160ページの読み書き、1、2年もそういう傾向あるんですけど、いわゆる3年の読みの1で言えば、体の「たい」が「てい」と読むわけで、そういうふうな読み方が、1、2年もそうですけど、1年の所望の「もう」、望むを「もう」と読みかえたり、そういう一つの、基本的な小学校で教わる漢字でも、読み方が幾つもあるというようなものについて指導の中でまとめて教えるとか、例えば体裁だけやるんじゃなくて、体を使った熟語がほかにも読み方があるとか、望むの1年の所望もそうですけど、そういうことをもう少し意識して読みについては、前にも申し上げましたけど、4番の、例えば服の袖口がほころびると、こういうものなんかいわゆる言葉の意味、文として教えないと、ほころびるっていう言葉を知らないんではないかというようなこともあるので、一つはやっぱり同じ漢字を幾つも読むっていうようなところ。それから、語彙として子どもにないような語彙については文として教えていくとか、文脈を通してそういう意識を特にしていかなければいけないかなと。

それから書き取りについては、3年のほうは低いんですけど、でも、無理もないなと思うんです。休憩、頑固、推測、紛れる、顧みず、特に5番の顧みずは、省みると出した場合には反省の「せい」と二つあるわけで、省みるを出しちゃうと両方とも丸になるので顧みずで出したと思うんですが、これは何か酷のような気がして、出題で先ほどの英語の話と一緒で、書き取りの力、やっぱり実生活で生きる力っていうことを考えると、この書き取りの出題ですよね、果たして適切なのかなってちょっと感じるものが二、三ありますので、もう少し実生活の中で、意図はよくわかるんですよ。休憩の憩も、右と左、「舌」と「息」が逆に書いたりしますと、それから推測の

測も、さんずいつけたりつけなかったり、そういうような、要するに、紛れるはこめへん、いとへん、こういう書き取りについては字形がよく似た字、よく間違える字というのをやっぱり授業の中で先生が意識して、紛れるであれば、粉を書いたら違うんだよとか、そういうことをしっかり授業の中で、休憩の憩は右と左逆にする例多いんだよとか、そういうことをしっかり押さえて授業をしていくことが必要かなと、漢字の読み書きについては。

それから、特に古文については会話の部分が、私が現役で教えてるときも本当できなかったんですけど、そういうのも授業の中でやっぱり取り上げて、意識的に取り上げていく。それから説明文の条件つきについても、2段落とか二つの文とか三つの文とか、そういうのもしっかり授業の中で、先ほど活用って、このテストの活用っていうことありましたけれども、やらなければ子どもは解き方に戸惑いがあると思うんですね。非常に私がよくできるようになってるなと思ったのは聞き取り問題なんですね。これは非常に3学年ともいいんですよね。なぜかというと、私が区担のときも定期テストを見たら、各学校、中学校、聞き取りテストを普通の中間、期末の定期テストでも入れてるんですね、校内のテストで。そういう学校が多かったです。その成果がこれ出てるのかなって感じました。そうやって考えると、古文のピンポイントの設問の低い、正答率の低いところ、それから説明文の条件、作文のところ、そういうのも子どもたちが定期テストの中でそういうものになれてくれば、必ず力はついてるんじゃないかなと。

ですから、授業を組んでいくときにぜひ言っていただきたいのは、単元構想をするときに、評価問題です、何を評価するのか。いわゆるはっきり言えばテスト問題をしっかり頭に想定した上で授業を構想してほしいっていうことなんですね。ゴールがわからずして、一応、単元の授業が終わって、じゃあテスト問題どうやってつくろうかではなくて、逆に授業計画を立てるときにゴールを見据えて、どんなテスト問題をつくるか、そこをしっかり意識した授業構想を進めていっていただければ、このテストの活用ということも考えていくのではないかなと思います。以上です。

#### 【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

#### 【中村委員】

これだけのものをまとめるのはとても大変だったんじゃないかと思いますので、お疲れさまでした。どの教科もとても丁寧にまとめてあると思うんですけれども、私は今日、理科の指導主事にお会いしたいなと思って実は来たんですけれど、いらっしゃるんですか。例えば112ページを見ていただきたいんですけれども、通常、国語とか社会は全国的に好きな子が多くて、理数が苦手な子が多いし嫌いな子が多いんですけれども、川崎市は今年、理科が好感度も理解度も上がっているんですよね。有用感のところは理科は低いんですよ。だからこれを見ますと、理科は、実際に役立つかっていうとわからないんだけれども、だけど授業がおもしろかったんじゃないかな、授業がわかったんじゃないのかなって気がするので、どういう工夫をされていたのかっていうことをちょっとお伺いしたいと思ったんですね。といいますのは、ほかの科目を見ましても、多分教科ごとに研究をされていらっしゃると思うんですけれども、教科横断的に少し学んでいただけるといいのかなと思ったので、お聞きしたいと思いました。

#### 【渡邊教育長】

今のお尋ね、いかがですか。

## 【永田カリキュラムセンター指導主事】

好感度と理解度が上がっているところは、やっぱりわかると好きになるということがございますので、今回の平均正答率等も両方とも高い状況がございますので、そういうことが影響はしているかと思います。あと、問題解決的な学習等をそれぞれ工夫をして進めているところでございますので、実験とか観察に絡めながら課題を設定して、個々に子どもたちの問題意識に添いながら授業を進めるように改善を図っているところでございます。

#### 【中村委員】

ありがとうございます。今、個々の子どもたちの様子を見ながらっていうこともおっしゃっていたんですけれども、理科のところを拝見いたしますと、全部、私、拝見したんですけれども、書き方が違うんですね。理科の作問のこととか今後のこととかを拝見していますと、ほかのところに比べて生徒の様子が見えてくるし、どうしてこれをやろうと思ったのかっていうことがとても伝わってくるんですね。例えば72ページの9番とかで、学習指導の見直しに役立てることのできる問題作成に努めたとか、あと11番で、小問同士が関連し、連続的に正解をしないと解答できないような出題を避けています。ほかの科目だと連続してわからないと答えられない問題が結構あるので、そういうところをやっぱりすごい丁寧にされているなっていう気がしたんですね。それから、理科だけなんですけれども、83ページに3年間の経年観察っていうものが載っています。こういう丁寧に子どもたちを見ながら研究していくっていうことが大事なんじゃないかと思いますので、理科のようなやり方をほかのところでもまねていただけると、ほかのところも上がっていくんじゃないかと思いましたので、それをお願いしたいと思います。

#### 【渡邊教育長】

今の御指摘についてはいかがですか。

#### 【永田カリキュラムセンター指導主事】

ありがとうございます。類似問題等について、経年で観察できるように、問題の時点で工夫をしておりますので、83ページのところにありますけども、意図して問題を作成していますが、授業についてもこの部分意図して授業を取り組むことができるように、総会等でお話をして、ここのところについての授業改善を積極的に図ってということで、今後もそのようにしていきたいと思っています。

## 【中村委員】

そうですね、多分理科の方はそれがすごい強いんだと思われるんですね。子どものことをちゃんとみとって、それに合わせた授業をしていこうというところが。その辺を、ほかの方も考えてはいらっしゃるとは思うんですけれども、特に理科が顕著に見られました。あと、文章、考察を

読んでいても、私はたくさんの文章を読んでいるので、文章を読むと何となく人柄が見えてくるっていうところがあるんですけれども、理科を読んでいるときは、本当に生徒のことを考えながら作問をしているんじゃないかっていうことが伝わってきました。

#### 【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

他の教科の部分についても、それぞれ別の教科のところを見て研究していくように進めていき たいというふうに考えます。

## 【中村委員】

ぜひそうしていただけると。

### 【渡邊教育長】

濱谷委員、いかがですか。

## 【濱谷委員】

私が一番ちょっと今、最近思うのは、日本語がちょっと乱れてて、文章を読んで子どもたちは本当に理解がしっかりすっと頭に入るのかなっていうのがちょっと思うんですね。どれがこれがじゃなくて、問題を読んだときに、しっかり意味がわかって解答しようっていうふうになれば解答できるじゃないかな。余りにも解答率が低いものもちょっとあったりしたので、いや、本当に問題読んだときにわかって取り組んでんのかなっていう。最近本当に子どもたちの使ってる言葉ってとんでもないことを使ってるじゃないですか。だから、本当の意味で日本語のちゃんとした文章を読んだときに、意味がちゃんとわかるのかなっていうのを不安にちょっと最近思っているんですけど、だから、国語とかそういう部分もしっかりわかっていかないと、ほかの教科だって問題しっかりわからなければ解答のほうへつながっていかないわけなので、数学なんかも考える前に意味がわからなと、ちゃんとどうすればいいのかすらわかんないで時間がたっちゃってるのかなって。解答してない子が多いっていうのは、問題の意味すらちょっとわかんない子が結構いるのかなっていうふうにちょっと思ったんです。だから難しいなって、今の世の中っていうか、これから日本語がちゃんと伝わるようになっていくといいなっていうのがちょっと思いました。

#### 【渡邊教育長】

全ての教科に必要な力になりますよね。

#### 【濱谷委員】

そうなんです。

## 【渡邊教育長】

小原委員はいかがでしょうか。

#### 【小原委員】

全体的には、先ほど濱谷委員が言われたとおり、問題の意味がわからないのかなというのが確かにあるのかなというふうに思ってます。こちらの資料1のほうの6ページの数学ですけども、私がちょっと自分でこれ解いてみてっていうふうにしてやったときに壁に当たったのは、全員が全員そうだとは思わないですけど、整数っていう整数の定義、それと倍数の定義、ここがわかっているかどうかっていうのは、この問題を解いていくと必ず突き当たるのかなというような気がしてます。特にゼロがついたりするんで、ゼロが入ったときに、じゃあこれ6の倍数になるのかとか、そんなはてなマークが出る可能性があるのかなというような気はしてます。だから、もしかしたら言葉の定義とかそういうのも考えておいたほうがいいのかなというような、そういう感想があります。

7ページの理科の出題の中で、P波とS波の違いを見れば、震源地からの距離とかっていうそういう関係が出てくると思うんですけども、そこが、何というんですか、子どもたちが結構理解ができてないっていうのは、そもそもこの、何というんでしょう、震源地からの距離、初期微動の継続時間、この関係性がわかってるかどうかというところですよね。遠くなればどうなるっていう、P波とS波の伝わりが、変化がどうなっていくというのが、この子たちが、解いてる子たちがわかってるかどうかっていうのはちょっと疑問に思うかなと。ぱっとこれを設問として感覚がない状態でぱっとこれを出されたときに、果たしてこの関係性をこの中で読んでいけるかどうかっていうところはちょっと考えなきゃいけないかなと。だから、誤答はイでしたよね、イを解答するっていうことは、これぱっと図の2を見たときには、さほどの距離が変わらないのに、そうすると図1とかの関係性が全くわからない、関係なくなっちゃうじゃないですか。その辺の部分、理解できてないんだなというところなのかなというような気はしています。

あと、ちょっと前に戻って、5ページの社会のところなんですけど、これはちょっと教えてほしいんですけど、カードが4枚出ている中で解答するようになってるんですけども、特にカード3とカード4の間でっていうふうに、正答率が低かったやつなんですけど、ふだんの授業の中で、大きくここからここまでの間にこういうことがあったよとかって関連づけた授業って、単元ってあるんですか。

## 【鵜木カリキュラムセンター指導主事】

歴史の学習が時代を大きく捉えることを目標にしてますので、取組はなされているんですが、 実は子どもたちが苦手としているところでもあり、こことはまた別のところでも似たような問い を出させていただいております。やはり正答率は低くなっているので、意図的にこういうところ が、大きく捉えて関連づけてというところが課題と感じていたのでこのような出題にしてます。

#### 【小原委員】

要するに、ふだんの授業でそういう、これがあってこれがあってこういうことがあったからこういう歴史になったんだよという、そういう授業っていうのもやってるっていうことなんですか。

#### 【鵜木カリキュラムセンター指導主事】

そうですね、やってはいるんですが、なかなかそれが。

#### 【小原委員】

関連づかない。

#### 【鵜木カリキュラムセンター指導主事】

子どもたちのものになっているかどうかというとまだというのが。今後も続けてはいきたいと思っております。

### 【小原委員】

多分1時間、授業の1時間の中でやるのはかなり難しいことなのかなと思ってるんで、もしかしたらぶつぶつ切れちゃってるのかなとか。ぶつぶつ切れたけど、全体的に見ると、授業の流れから見ると大きく見てますよとかっていう状況だと理解しづらいのかもしれないというのは、子どもたちの感覚に立つとそういうふうななるのかなというような気もしますんで、その辺はちょっとお考えをいただけるといいと思います。

## 【鵜木カリキュラムセンター指導主事】

ありがとうございます。

## 【小原委員】

私は以上です。

### 【渡邊教育長】

それぞれ委員さんからさまざまな御意見いただきました。これだけの報告書、調査も含めてですが、実施するに当たっては大変御苦労があったと思います。皆さんの力だけでこれだけのものをつくるというのはいかに大変だったのかというのはよくわかりますけども、せっかくこれだけの御苦労があって実施したものでもありますので、次をどのようにまた生かしていくのか、その辺を大事にしていただいて、また来年度実施していただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項No.2についてでございますが、承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

#### 8 議事事項 I

議案第84号 川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令の制定 について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のIのところになります。「議案第84号 川崎市学校情報セキュリティ 基本方針に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、情報・視聴覚センター室長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第84号 川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、学校の情報セキュリティ管理 体制における教育次長の役割を明確化する等のため、この訓令を制定するものでございます。

主な改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。この規程は、 川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が保有及び利用する情報資産をさまざま な脅威から保護するため、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めるものでございます。

初めに、第2条は、この規程における用語の定義を定めておりますが、情報資産の施設、設備等を加えるものでございます。

次に、4ページをごらんください。第4条は、情報セキュリティ管理体制について定めておりますが、第2項は「情報統括監督者」を「情報統括監理者」に改め、「教育長」から「教育次長をもって充てる」と改めるものでございます。また、「情報監督者」を「情報監理者」に、「情報システム責任者」を「情報システム管理者」にそれぞれ改めております。

次に、情報セキュリティ監査については、第8条で定めておりますが、5ページにまいりまして、これを教育長が行うと改めるものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を公布の日から施行するとするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。 何か御質問などございましたら、お願いいたします。

### 【小原委員】

よろしいですか。

#### 【渡邊教育長】

小原委員。

### 【小原委員】

じゃあ、二つだけ、済みません。3ページの改正後の(4)の「情報資産 情報及び情報システム並びにこれらに関連する施設、設備等をいう。」というふうに改正なんですけど、この施設というのは、例えば総合教育センターとかそういうものも含まれるということで。

### 【樋口情報・視聴覚センター室長】

はい、そうです。

#### 【小原委員】

建物自体がそういうことで。

#### 【樋口情報・視聴覚センター室長】

はい。

## 【小原委員】

もう一つ、5ページなんですけども、改正後は教育長は情報セキュリティに関する監査を実施 するものとするということなのですが、情報セキュリティに関しては次長が責任者で、教育長は 監査をする立場という解釈でいいですか。

## 【樋口情報・視聴覚センター室長】

はい。

#### 【小原委員】

よろしいですか。

### 【樋口情報・視聴覚センター室長】

はい。

### 【小原委員】

ありがとうございます。

#### 【渡邊教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第84号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第84号は、原案のとおり可決いたします。

### 議案第85号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第85号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第85号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案第85号資料、川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の制定についてをごらんください。

1の趣旨でございますが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の 給与負担等が移譲されたことに伴い、教育委員会職員の勤務時間、育児休業及び研修等について 必要な事項を定めること等のため、この訓令を制定するものでございます。

次に、2の川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令により改正する訓令でございますが、この訓令では一括して七つの規程について改正を行うものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、平成29年4月1日とするものでございます。

次に、4の改正概要について御説明いたします。

初めに、川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程でございます。この規程は、川崎市教育委員会の任命に係る職員の出勤記録の整理について、川崎市職員出勤記録整理規程の準用について定めるものでございますが、主な改正の内容といたしましては、出勤記録監理者について定める別表に市立学校を加えるものでございます。

次に、川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程でございますが、この規程は教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休憩時間及び週休日に関し、必要な事項を定めるものでございます。主な改正の内容といたしましては、一つに、県費教職員の市費移管に伴い、用語の定義について整理を行うもの。二つに、勤務時間に関する規程について整理するもの。三つに、職員の勤務時間を定める別表について必要な事項を定め、所要の整備を行うものの3点でございます。

次に、川崎市教育委員会職員の育児休業等に関する規程でございますが、この規程は川崎市職員の育児休業等に関する規程の準用について定めたものでございます。改正の内容は、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置を設けるものでございます。

次に、川崎市教育委員会職員研修規程でございますが、この規程は地方公務員第39条第2項 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号の規定に基づき、教育委員会職員 の研修に関し、必要な事項を定めるものでございます。改正の内容といたしましては、県費負担 教職員の市費移管に伴い、当該教職員を対象に加えるものでございます。 次に、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正でございますが、この規程 は川崎市職員の人事評価に関する規程の準用について定めたものでございます。今回の改正内容 といたしましては、県費教職員の市費移管に伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、教員特殊業務手当の支給に関する規程でございますが、この規程は川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条及び第3条の規程に基づく教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。改正の内容といたしましては、県費教職員の市費移管に伴い、教員特殊業務手当の支給内容及び支給額について必要な事項を定めるものでございます。

次に、川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程でございますが、この規程は市立高等学校の教職員の休職者の給与に関し必要な事項を定めております。今回の改正では、県費教職員の市費移管に伴い、題名等について改めるものでございます。

以上、議案第85号につきまして資料で御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。主に県費教職員の市費移管に伴う所要の整備ということでございますけれども、御質問などございましたら、お願いいたします。特によろしいですか。 それでは、ただいまの議案第86号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第86号は、原案のとおり可決いたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

教育長、85号でございます。

#### 【渡邊教育長】

失礼しました、85号ですね。失礼いたしました。 85号は原案のとおり可決いたします。

## 議案第86号 川崎市教育委員会職員服務規程の制定について

### 【渡邊教育長】

次に、「議案第86号 川崎市教育委員会職員服務規程の制定について」でございます。 説明を庶務課担当課長に引き続きお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第86号 川崎市教育委員会職員服務規程の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第86号資料をごらんください。こちらは現行の川崎市教育委員会職員服務規程 でございまして、川崎市職員服務規程を準用し、市長及び総務企画局長とあるのは教育長と読み 替えるものとするものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。21ページをごらんください。制定理由でございますが、 川崎市教育委員会の任命に係る職員の服務に関して必要な事項を定めるため、この訓令を制定す るものでございます。

それでは、訓令の内容につきまして御説明申し上げますので、1ページにお戻りください。この訓令は、本則31カ条、附則及び様式で構成されております。初めに目次をごらんください。第1章では第1条から第7条まで、総則について、第2章では第8条から第10条まで公務員倫理について、第3章では第11条から第27条まで、服務心得について、第4章では第28条、第29条で、非常心得について、第5章では第30条、第31条で雑則について定めております。内容につきましては、川崎市職員服務規程とほぼ同様となります。

つきましては、市の規程にはないものについて御説明をいたします。7ページをごらんください。第16条第3項、こちらでは教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づき、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、所要の手続をとり承認を受けることを定めるものでございます。

続いて、8ページをごらんください。第25条は、教育公務員が営利企業への従事等の制限に関する規定に基づき、営利企業への従事等に許可を受けるとき、又は教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、教育に関する他の事業もしくは事務に従事することについて承認を得ようとするときの申請手続について定めるものでございます。

20ページをごらんください。附則でございますが、第1項は、この訓令の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。第2項は、現行の川崎市教育委員会職員服務規程を廃止するとするものでございます。第3項は、経過措置として、旧規程等の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができるとするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

これは、このたびの移管に伴って所要の整備という理解でよろしいんでしたっけ。

#### 【山田庶務課担当課長】

これは今まで、先ほどの資料のほうで見ていただくように、川崎市教育委員会服務規程は川崎市の服務規程を準用する形でつくられていまして、他の任命におきましては、今御説明した内容をきちんと作っておりますので、準用ではなく作っておりますので、教育委員会におきましても同じように整理をするという意味で今回制定するものでございます。

#### 【渡邊教育長】

わかりました。今、特に取り出して御説明いただいたのが教職員に係る部分でしたよね。

#### 【山田庶務課担当課長】

そうです。

### 【渡邊教育長】

ありがとうございました。 何か御質問ございますか。

#### 【中村委員】

すみません。

### 【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

## 【中村委員】

今御説明いただいたところ、2カ所を承認を得なきゃいけないということだと思うんですけれども、誰の承認を得るんですか。

### 【山田庶務課担当課長】

もちろん教育委員会ですね。

### 【中村委員】

教育委員会の承認を得る。

### 【山田庶務課担当課長】

はい。教育委員会組織の中で教育長が承認するわけですけども、その事務についてはそれぞれ 決裁規程の中で各関係所管に分任しておりますから、そこで実際上はやるという形になります。

### 【中村委員】

その細かいのは別に書かれてない。

#### 【山田庶務課担当課長】

はい、そうです。

### 【渡邊教育長】

よろしいですか。

## 【小原委員】

すみません、一つよろしいですか。

### 【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

## 【小原委員】

この規程の中に出てくる職員という表現は、教員も含まれるんですか。

#### 【山田庶務課担当課長】

はい、そうです。

### 【小原委員】

教員も含まれるんですか。

#### 【山田庶務課担当課長】

はい。

## 【小原委員】

そうすると、4ページの第11条の、これは2項になるのかな、2項になるのかな、これからは I Cカードで出勤を管理するっていうことですね。

### 【山田庶務課担当課長】

そうです。

#### 【小原委員】

学校において。

### 【山田庶務課担当課長】

はい。今、事務局で行ってる出勤記録と同じような形でやることになります。

### 【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

## 【渡邊教育長】

ほかの委員の方、よろしいですか。

### 【濱谷委員】

変な疑問だけど。

### 【渡邊教育長】

濱谷委員、どうぞ。

## 【濱谷委員】

この川崎のマークがここについているんですけど、このマークでいいんですよね。今、何か3 本のマークもあるけど。

## 【渡邊教育長】

職員証自体はそうですね。

## 【濱谷委員】

このマークなんですね。

### 【渡邊教育長】

はい、ええ。

### 【濱谷委員】

わかりました。

## 【前田委員】

じゃあ、いいですか。

### 【渡邊教育長】

はい。

## 【前田委員】

職員証は、じゃあ市費になるっていうことは、教員にも全部配られるわけですか。

### 【山田庶務課担当課長】

そうですね。

## 【前田委員】

もう既に配られてるんですか。

## 【渡邊教育長】

既に配っております。

### 【前田委員】

それから、職員証とICカードが全くサイズが縦横同じで、地色も白となってるのは、これ職員証とICカードは別物なのか、裏表一緒なのか。

### 【山田庶務課担当課長】

別物でございます。

#### 【前田委員】

別物なんですね。ということは、今度のICカードっていうのは何か先ほどのプラスチックみ たいなものなんですか、紙じゃなくて。

### 【山田庶務課担当課長】

はい。職員証も今プラスチック製にはなっておりますけども。

## 【渡邊教育長】

私はIC持ってないんですけど。

## 【山田庶務課担当課長】

こちらが職員証で、こちらがICカードでございます。

### 【前田委員】

ありがとうございます。ああ、裏にちゃんと写真があって、職員証とICカードは、こういう。 サイズが全く同じだったので、裏表なのかなと。ありがとうございました。

### 【濱谷委員】

大変だね、なくしたら大変だね。

#### 【小原委員】

これから学校でも先生はこういう。

### 【前田委員】

二つ持って。

### 【山田庶務課担当課長】

そうです。

#### 【渡邊教育長】

もう既に教職員も同じの持っております。

## 【小原委員】

同じの持ってる。

#### 【渡邊教育長】

はい。

### 【小原委員】

授業してるときにこういう状態なの。

#### 【渡邊教育長】

授業の内容にもよりますし、ふだん名札をつけて行えない状況がありますので、それから学校 独自のものをつくってるところもありますので。

### 【小原委員】

つくってますよね。

### 【渡邊教育長】

それと併用してるところもございますね。

## 【前田委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

### 【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第86号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第86号は、原案のとおり可決いたします。

議案第87号 川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

## 【渡邊教育長】

次に、「議案第87号 川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第87号 川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。制定理由でございますが、市町村立学校職員給与負担 法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、市立小学校、中学 校及び特別支援学校に勤務する教職員を対象職員に加えるためこの訓令を制定するものでござい ます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、34ページをごらんください。この訓令は、 地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、川崎市教育委員会が行う市立高等学校に勤務 する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手 の人事評価について必要な事項を定めております。今回の改正は、県費負担教職員の市費移管に 伴いまして、小学校、中学校、特別支援学校の教職員の人事評価制度につきまして、本市のもの への切り替えを行うことにあわせて、対象が高等学校の教育職員から市立学校の教職員に広がる ことにより、題名、目的及び対象となる職員の範囲や様式の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、32ページにお戻りください。附則でございます。このページの下のほうでございます。この訓令の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり御説明いただきました。

御質問などございましたら、お願いいたします。特によろしいですか。何かお気づきの点、よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第87号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第87号は、原案のとおり可決いたします。

議案第88号 指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規 則の制定について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第88号 指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第88号 指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、教育公務員特例法の一部改正 に伴い所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

3ページをごらんください。今回の改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。この規則は教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員に対し、指導が不適切な教員の認定、指導改善研修等について必要な事項を定めております。このたびの改正は教育公務員特例法の改正により25条の2第5項及び第6項を、第25条第5項及び第6項に改めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり御説明いただきました。法律の改正に伴う所要の整備ということでございます。 質問などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第88号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第88号は、原案のとおり可決いたします。

#### 議案第89号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【渡邊教育長】

次に、「議案第89号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

## 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第89号 川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、市町村立学校職員給与負担法

の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、川崎市教職員健康管理審査委員会を川崎市職員衛生管理審査委員会に統合すること等のため、この規則を制定するものでございます。

改正理由を新旧対照表で御説明いたしますので、4ページをごらんください。この規則は労働 安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、学校保健安全法、学校保健安全法施行 規則、その他関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、 快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものでございます。

初めに、目次につきましては、条ずれに伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、第2条につきましては、県費教職員の市費移管に伴い、この規則における用語の定義について整理するものでございます。

5ページにまいりまして、第11条は、教職員健康管理指導担当医等について定めております。 このうち教職員健康管理保健指導員は、教職員の健康管理業務を円滑かつ効果的に実施するため に置かれた職でございますが、保健相談及び指導の体制を充実させていく観点から、同じく職員 の健康管理を行う健康管理保健相談員と職の統合を図るとともに、その職の設置については要綱 において整備するため、教職員健康管理保健指導員に係る規定を規則から削るものでございます。

次に、第23条から、6ページにございます第27条までにつきましては、川崎市教職員健康管理審査委員会について規定しておりますが、県費教職員の市費移管に伴い、川崎市職員衛生管理審査委員会に教職員の療養等に関する医学的事項及び衛生管理に関する事項の調査、審議を統合いたしますため、当該規定について削るものでございます。また、これに伴いまして、規則中の川崎市教職員健康管理審査委員会に係る規定について整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり御説明をいただきました。こちらも県費教職員の市費移管に伴う所要の整備ということになろうかと思いますけれども、御質問などございましたら、お願いいたします。特によろしいですか。

では、改めまして、議案第89号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

#### 【渡邊教育長】

それでは、議案第89号は、原案のとおり可決いたします。

## 議案第90号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の制定について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、「議案第90号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第90号 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第90号資料をごらんください。1(1)の制度の概要でございますが、この制度は、大学等における就学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保持したまま職務に従事しないことを認める休業制度でございます。

次に、(2)制度の内容でございますが、休業事由については、大学等課程の履修及び国際貢献活動でございます。対象職員は在職3年以上の職員となります。休業期間については、大学等課程の履修が2年、履修の成果を上げるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は3年としております。国際貢献活動につきましては3年となっております。次に、承認要件につきましては、公務に支障がなく、能力向上に資することとなっております。次に、休業期間の延長につきましては、休業期間の範囲内で1回となっております。次に、復帰時の給与調整につきましては、他の職員と均衡上認められる範囲内で人事委員会規則で定めることとなっております。次に、退職手当につきましては、在職期間から全期間除算となりますが、公務の能率的な運営に特に資する場合は2分の1除算となります。また、給与は不支給となります。

次に、2の根拠法令等でございますが、地方公務員法第26条の5は、自己啓発等休業について定めておりまして、この法律に基づき川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例が平成29年4月1日を施行日として平成28年12月19日に公布されました。

次に、3、規程の制定概要でございますが、(1)制定理由といたしましては、川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。次に(2)本則の内容でございますが、アとして、任命権者が定める大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合として、学校教育法第97条に規定する大学院の課程又はこれに相当する外国の大学の課程で修業年数が2年を超え3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とすること。イとして、自己啓発等休業の承認及び期間の延長の申請手続並びに様式、職務復帰、退職手当、職員情報システムによる処理及び教育長への委任等について定めるものでございます。

次に、(3)施行期日につきましては、条例と同様に平成29年4月1日としております。

それでは、議案書にお戻りください。この訓令は本則10カ条、附則及び様式で構成されております。資料のほうで趣旨及び大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合について御説明をいたしましたが、それ以外に主に手続等について定めております。4ページをごらんください。第10条ですが、この規定に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めると委任について定めております。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

以上のとおり御説明をいただきました。

御質問などございましたら、お願いをいたします。

#### 【中村委員】

もし教員が大学院に行きたいと思ったときには、これ以外に方法はあるんですか。といいます のは、給与不支給ということは、給与をもらえないで来てたんですか、大学院に。

### 【渡邊教育長】

教員が大学院で学ぶについて、これ以外の規程がありますかということなんですね。

#### 【中村委員】

大学に行くのには給料をもらわないで勉強するしか方法はないっていうことですか。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

そうなるでしょう、これ。教職大学院は、出張でしょう。出張扱いでしょう。

### 【中村委員】

出張扱い。

## 【吉崎教育長職務代理者】

そうですよ。定員数がありますよね、教職大学院等に行く場合。出張扱いでしょう。

### 【中村委員】

その辺がちょっとわからなくて。

### 【吉崎教育長職務代理者】

出張扱いですよ。

#### 【渡邊教育長】

いわゆる内地留学のような場合というのは、あれはどういう身分でしたっけ。わかりますか。

#### 【前田委員】

ありますよね、国内で。

### 【渡邊教育長】

給与出てましたっけ。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

給料出てますよ、給料以外にも出てますよ。

### 【前田委員】

出てますね。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

地方公共団体によっては授業料等も出ますし、旅費も出る場合もあります。出ないところもあります。私、大体100人ぐらい見てきましたから、全員給料もらってました。

#### 【中村委員】

ですよね。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

はい、3大学は。

### 【中村委員】

だったら安心したんですけれど。

### 【吉崎教育長職務代理者】

それは今、教職大学院はそうです。ただ、数が決まってますよね、あの場合は。何人って。川 崎何人ですか、教職大学院に送ってるのは。教職大学院。あれは出張だと思います。

### 【小島勤労課長】

教職員課のほうでは把握してるかと思うんですけれども。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

中村委員さん、それ出張です。

#### 【前田委員】

私が教育委員会にいたときに審査をやって、本当に若干で一、二名ですね。横浜国大の大学院 とかいろいろあるんですね。教科だったり、あと生徒指導のいわゆる長研(長期研修)というよ うな形の横浜国大の大学院とか。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

兵庫だとか上越はそのためにつくった大学院ですから、三つは特別で。あと教職大学院のある 学芸大、横浜国大としかできませんよね。

#### 【山田庶務課担当課長】

すみません、きょう教職員課の職員がいなくて、お答えできていないんですけれども。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

3名ぐらいは出してるんじゃないですか、多分、川崎で。

### 【前田委員】

そういう制度はある。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

あります、あります。

## 【山田庶務課担当課長】

職務として派遣をする場合には、我々も自治大学なんかに派遣された際には給料は出ておりますので。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

そうですよね。同じですよね。

## 【山田庶務課担当課長】

はい。これはもう休業して大学院行くということなので、その場合にはもう給料のほうは出ない。

## 【吉崎教育長職務代理者】

そういうことです。

#### 【渡邊教育長】

大学のほかに国際貢献活動なども含まれておりますので、さまざま自分で何か希望して、しば らくの間、職を休みたいというふうな多分状況でしょうね。

#### 【中村委員】

戻ってきたら。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

教職大学院、二通りあるんですよ。休職してくる場合と出張と。

#### 【小田桐教職員課長】

はい、わかります。

## 【吉崎教育長職務代理者】

うちは何人、川崎何人出してますか。

#### 【小田桐教職員課長】

今、横浜国大を中心に年に一人から二人ぐらいは。

### 【吉崎教育長職務代理者】

一人か二人ぐらいですか。

### 【小田桐教職員課長】

来年度から横浜国大、教職大学院を設置される関係で、設立に向けて県、横浜、川崎、相模原で設立に向けての協議会に参加してまいりまして、横浜国大からもそれぞれの自治体で院生を出してくださいという要請を受けて、来年度、小学校から一人こちらから送り出す予定で今準備を進めております。その方は有給で、派遣という形で行っていただくような手続にしております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

有給派遣ね、出張ですよね。出張手当なのかもしれないけど。

### 【渡邊教育長】

さまざまな機会があるということで御理解いただければよろしいかと思いますが。それでは、ほかの委員さんよろしいですか。

では、ただいまの議案第90号でございます。原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

### 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

それでは、議案第90号は、原案のとおり可決いたします。

#### 議案第91号 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程の制定について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、「議案第91号 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

#### 【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第91号 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第91号資料をごらんください。1(1)の制度の概要でございますが、この制度は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員としての身分を保持したまま職務に従事せず、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする休業制度でございます。

(2)の制度の内容でございますが、休業事由につきましては、外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と職員が生活をともにすることとして、企業等の勤務、事業の経営、専門知識、技能等による個人の活動、大学等における就学としており、6月以上見込まれるものが対象となります。対象職員は在職期間2年以上としておりまして、休業期間は3年、承認要件は公務の運営に支障がないこととしております。休業期間の延長につきましては、休業期間の範囲内で1回、ただし、配偶者の外国での勤務が延長後の期間の満了する日後も引き続くこととなり、その引き続くことが延長の申請時には確定していなかった場合は除いております。次に、復帰時の給与調整につきましては、他の職員と均衡上認められる範囲内で人事委員会規則で定めることとなっております。次に、退職手当につきましては、在職期間から全期間除算となります。代替職員については、任期つき職員、臨時的任用職員を任用することができるものです。概要の最後となりますが、給与については不支給となります。

次に、2の根拠法令等でございますが、地方公務員法第26条の6は、配偶者同行休業について定めておりまして、この法令に基づき、川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例が平成29年4月1日を施行日として、平成28年12月19日に公布されました。

次に、3、規程の制定概要でございますが、(1)制定理由といたしましては、川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。次に、(2)本則の内容でございますが、配偶者同行休業の承認及び期間の延長の申請手続並びに様式、職務復帰、任期付採用、職員情報システムによる処理及び教育長への委任等について定めるものでございます。次に、(3)施行日につきましては、条例と同様に平成29年4月1日としております。次に、(4)経過措置として、県費負担教職員の市費移管に伴う経過措置を定めるものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。この訓令は、本則10カ条、附則及び様式で構成されております。資料で本則について御説明いたしましたが、4ページから6ページは様式となっております。

次に、7ページの附則の第2項をごらんください。先ほど資料で触れましたが、県費負担教職員の市費移管に伴う経過措置につきましては、平成29年4月1日の前日において、学校職員の給与等に関する条例の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例の適用を受けることとなったものについて、施行日前に職員の配偶者同行休業に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程中、この相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすとするものでございます。

以上で川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程の制定について御説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

#### 【小原委員】

よろしいですか。

## 【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

### 【小原委員】

資料のほうで教えてほしいんですけど、制度の内容で休業の事由なんですけど、これは配偶者のほうが企業での勤務とかそういうことをするということですよね。それに職員がついていくっていうことですか。

#### 【山田庶務課担当課長】

はい、そういう意味です。

## 【小原委員】

そういう意味ですよね。

もう一つ、このついていく、海外とかについていく職員のところにかわりに入る職員は任期つき職員と臨時的任用職員になっているんですけども、これ教員も適用されるわけですよね、これ。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

そうそう、教員が多いんじゃないですか。

#### 【小原委員】

そうすると、教員が配偶者とともに海外に行った場合、そこは臨時的任用職員とかで対応する。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

そうですね。

#### 【小原委員】

ということになるわけですね。それが、何というか、正規の教員だった人が海外に行く、ついていったという状況になったときに、その次の年、この人のかわりに正規の人が入ってくるっていうような状況になるんですか。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

正規の職員ということではなくて、例えば任期つき職員を採用する場合には、行かれてらっしゃる方の行ってる期間を任期つきという形で定めておりますので。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

埋めちゃうわけにいかないから。

#### 【小原委員】

いや、というのは、例えば教員の数、人数というのはある程度決まっているわけですよね。その中でその人が海外に行ってしまったときに、正規の先生はそこに、学校の中に一人いなくなるみたいな状況になるわけですよね。それを、その正規の先生がいなくなったら、ずっと帰ってくるまで非常勤とか臨任で補うっていうことなんですか。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

補うことができるというものですね。特にそういう場合には、例えば任期つきであると、その 期間、任用しなければいけなくなってしまいますので、例えば臨時的任用の先生をお雇いをさせ ていただいて、年度がわりで正規の方という対応も可能だとは思います。

#### 【小原委員】

年度がわりに正規の先生を入れるということは可能だと。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

そういうやり方も十分可能だと思います。

## 【小原委員】

可能だということですね。

### 【佐藤勤労課担当課長】

業務に支障がないようにということで、こういった任用ができるという形になっておりますので。

#### 【小原委員】

そういうことですね。正規の先生と臨任とか非常勤の状態だと随分変わってくるのかなと思うので、その状況で先生が1年間、正規の先生が1年間いないっていうのはかなり厳しいかなとは思ったので、ちょっと聞かせていただきました。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

こちら、業務といいますか、学校の状況も勘案した中で、どういう採用がどう学校運営に支障がないかという観点で考えて任用を選んでいく。もしくは正規で埋められれば正規のほうがよろしいんじゃないかと思います。あくまでもそういう任用ができますよという制度になりますので。

#### 【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

### 【渡邊教育長】

はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

これ、今度の4月からですよね。

### 【山田庶務課担当課長】

はい。

### 【吉崎教育長職務代理者】

これ、私の卒業生も横浜だったんですけど、一昨年はだめで、戻ってきたときにはできてるんですけど、本人は何か籍がなくなってたんですが、これは県のほうはもっと早かったんですか。 横浜は去年からできたんだ、おととしからできたんだ。

### 【佐藤勤労課担当課長】

こちらの法律ができましたのが26年の2月21日が法律の施行日になっておりまして、実質的には26年4月が大体、地方自治体のほうで施行がされたと。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

26年か。

### 【佐藤勤労課担当課長】

はい。ですから、27年、28年と、大体4月1日で施行される自治体が多かったという状況です。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

川崎の場合も27年からやってたんですか。

## 【佐藤勤労課担当課長】

いや、川崎の場合は今度の4月。

### 【吉崎教育長職務代理者】

今度の初め。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

29年の4月になります。

## 【吉崎教育長職務代理者】

なるほど。県費職員だったからね。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

はい。川崎市に制度自体が初めて今回は創設されるということで。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

産休の場合はあれですよね、何年余分に、例えば無給だったらできるんでしたかね。つまりは 全部認められるものを超えて休む場合ですね。復帰、2年でしたかね、1年。

### 【佐藤勤労課担当課長】

産休ですか。

#### 【濱谷委員】

育児休暇。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

育児休暇、産休って、育児休暇。無給の場合の。

### 【佐藤勤労課担当課長】

産休が産前産後の6週間。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

その次。育児休暇は何年。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

それが終わった後に育児休業が満3歳になるまで。

### 【吉崎教育長職務代理者】

3年間。同じ3年というのはこの意味ですか、休業期間は。

#### 【佐藤勤労課担当課長】

休業期間、これは法律で定められておりまして、3年の範囲内でとするということで、その上限について川崎市も同じにしていると。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

育児休暇と同じ場合ですとか聞いてる。例えばこれは外国行く場合でしょう。だから、育児休暇の場合、超えて無給で職場に戻れるけど、給料ないっていう状況になるじゃないですか、あれは。そうですよね、2年間の、もっと延ばす場合。言ってる意味わかりますか。

#### 【古内企画課長】

ほぼ同じっていうことですね。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

ねえ、だから同じでしょうって言ってる。

#### 【古内企画課長】

満3歳になるまでですから。

### 【吉崎教育長職務代理者】

同じでしょうって言ってる。

#### 【古内企画課長】

ゼロ歳になったところから育児休暇が含まれていますので、その分は休暇で過ごしていて、その後、休業期間が3歳までなので、丸3年とはちょっと。

### 【吉崎教育長職務代理者】

2年半とか。

#### 【古内企画課長】

8週間分欠ける。

## 【吉崎教育長職務代理者】

でも、大体これ合わせてるんだねって言ってる。

## 【古内企画課長】

ほぼ同じ。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

だから、私としてそういうふうに合わせてるんだねって言ったわけ、無給で。3年というのは そういう意味かなと思って。わかりました、私なりに理解できました。同じ条件内なんだなと思 って。

#### 【渡邊教育長】

ほかの委員さんはよろしいですか。

それでは、議案第91号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

議案第91号は、原案のとおり可決といたします。

#### 【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げますが、会議開催当初にお諮りしたとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 【吉崎教育長職務代理者】

教育長、ちょっと休憩とりませんか。そのまま行きますか。

### 【渡邊教育長】

そうしましょうか。1時ぐらいからお集まりなので、お疲れかもしれませんので、もう3時間ですので、少し休憩入れましょうか。

## 【吉崎教育長職務代理者】

10分ぐらい。

## 【渡邊教育長】

では、あの時計で4時10分から再開ということでよろしいですか。 じゃあ、休憩をとります。

(15時54分 休憩)

(16時06分 再開)

#### 9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。 報告事項 No.3 は承認された。

#### 報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

野本庶務課長、小田桐教職員課長が説明した。 報告事項 No. 4 は承認された。

## 10 議事事項Ⅱ

## 議案第92号 学級編制基準等について

石渡県費教職員移管準備担当担当課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第92号は原案のとおり可決された。

## 議案第93号 人事について

### 【渡邊教育長】

次でございますが、人事案件となりますので、教育委員と教育次長、総務部長、庶務課長を除いた方は御退席、御退出をお願いいたします。

野本庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第93号は原案のとおり可決された。

## 11 閉会宣言

## 【渡邊教育長】

本日の会議は以上をもちまして、終了といたします。

(16時56分 閉会)